

別表六(八)

「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表六(八) 平三十一・四・一以後終了事業年度分

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	法人名	特定税額控除規定の適用可否 (別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)			
試験研究費の額の計算	試験研究費の額	1	円	平成31年4月1日以後に開始する事業年度の計算の場合	(7) > 8% の場合 $\frac{9.9}{100} + ((7) - \frac{8}{100}) \times 0.3$	13	
	控除対象試験研究費以外の額	2			(7) ≤ 8% の場合 $\frac{9.9}{100} - (\frac{8}{100} - (7)) \times 0.175$ (0.06未満の場合は0.06)	14	
	(1)のうち試験研究費の総額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3			(5) = 0 の場合又は設立事業年度の場合	15	0.085
	控除対象試験研究費の額 (2) + (3)	4			(9) > 10% の場合の控除割増率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	16	
	比較試験研究費の額 (別表六(十二)「5」)	5			税額控除割合 (13)、(14)又は(15) + ((13)、(14)又は(15)) × (16) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	17	
	増減試験研究費の額 (1) - (5)	6			税額控除限度額 (4) × ((12)又は(17))	18	円
	増減試験研究費割合の計算 $\frac{(6)}{(5)}$	7					
試験研究費割合の計算	平均売 (別表六(十二)「1」)						
	試験研究 (1) (8)						
税額控除割合の計算	(7) > 5% の場合 $\frac{9}{100} + ((7) - \frac{5}{100}) \times 0.1$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.14を超える場合は0.14)			当期税額控除可能額 (18)と(21)のうち少ない金額	22		
	(7) ≤ 5% の場合 $\frac{9}{100} - (\frac{5}{100} - (7)) \times 0.1$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.06未満の場合は0.06)	11		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の①」)	23		
	税額控除割合 (10)又は(11) ((5) = 0 の場合は0.085)	12		法人税額の特別控除額 (22) - (23)	24		

「24」欄

試験研究費の総額に係る税額控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成31年旧措置法第42条の4第1項」※1又は「第42条の4第1項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00595」※1又は「00637」※2
- ③ 「適用額」欄：「24」欄の金額

- ※1 平成31年旧措置法第42条の4第1項(区分番号：「00595」)
平成31年4月1日以前に開始した事業年度
- ※2 第42条の4第1項(区分番号「00637」)
平成31年4月1日以後に開始する事業年度